

# 令和2年度 安城市水道事業 指定給水装置工事事業者連絡会

日 時 令和2年12月21日（月）  
午前の部10時50分から  
午後の部 2時50分から

場 所 教育センター 2階研修ホール

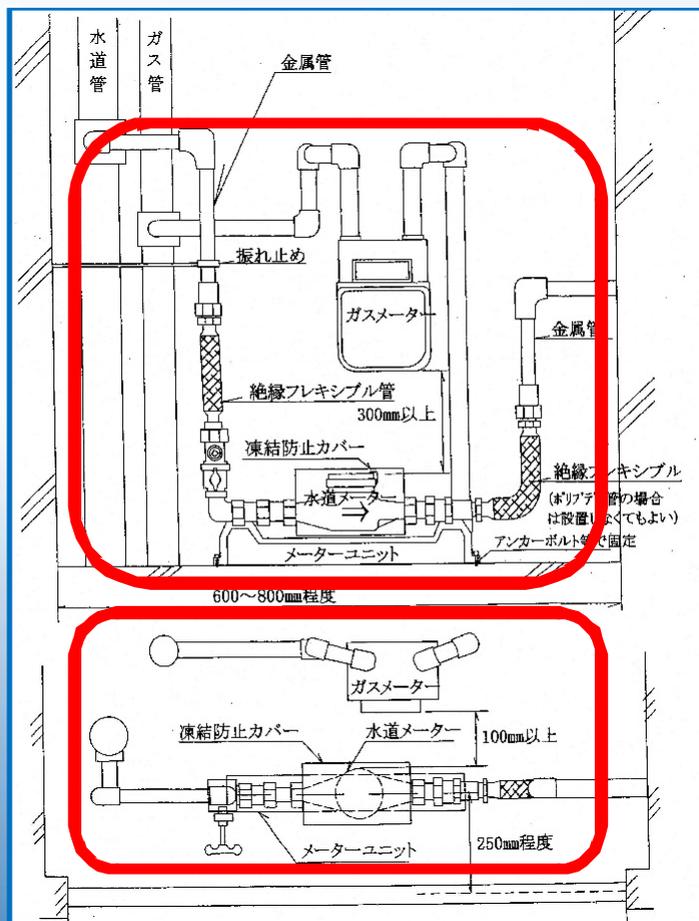
# 説明内容

- (1) 給水装置工事における事務手続き等について
  - ・ 各戸検針中間検査方法の変更
  - ・ 各戸検針（直結増圧給水方式）における非常用水栓
  - ・ 給水装置施行計画及び設計図の指摘事項
  - ・ 適切なメーター口径の選定
- (2) 工事施工に関する注意事項について
  - ・ 給水取出工事の注意事項等
  - ・ 給水取出工事の再施工事例
- (3) その他連絡事項

# (1) 給水装置工事における事務手続き等について

## 各戸検針の中間検査方法変更

**写真による検査も可能にしました**



### 各戸検針の事務手順

( 部は水道工務課・その他は水道業務課へ )

#### 事前相談

計画などを事前に相談してください。

#### 現場確認 (改造の場合)

改造の場合、現場確認を行い各戸検針への切替が可能か、判断をします。【各戸メーター設置基準参照】

#### 各戸検針事前協議書の提出

申込み前に、事前の協議をしてください。

#### 給水装置新設等申込書・承認申請書の提出

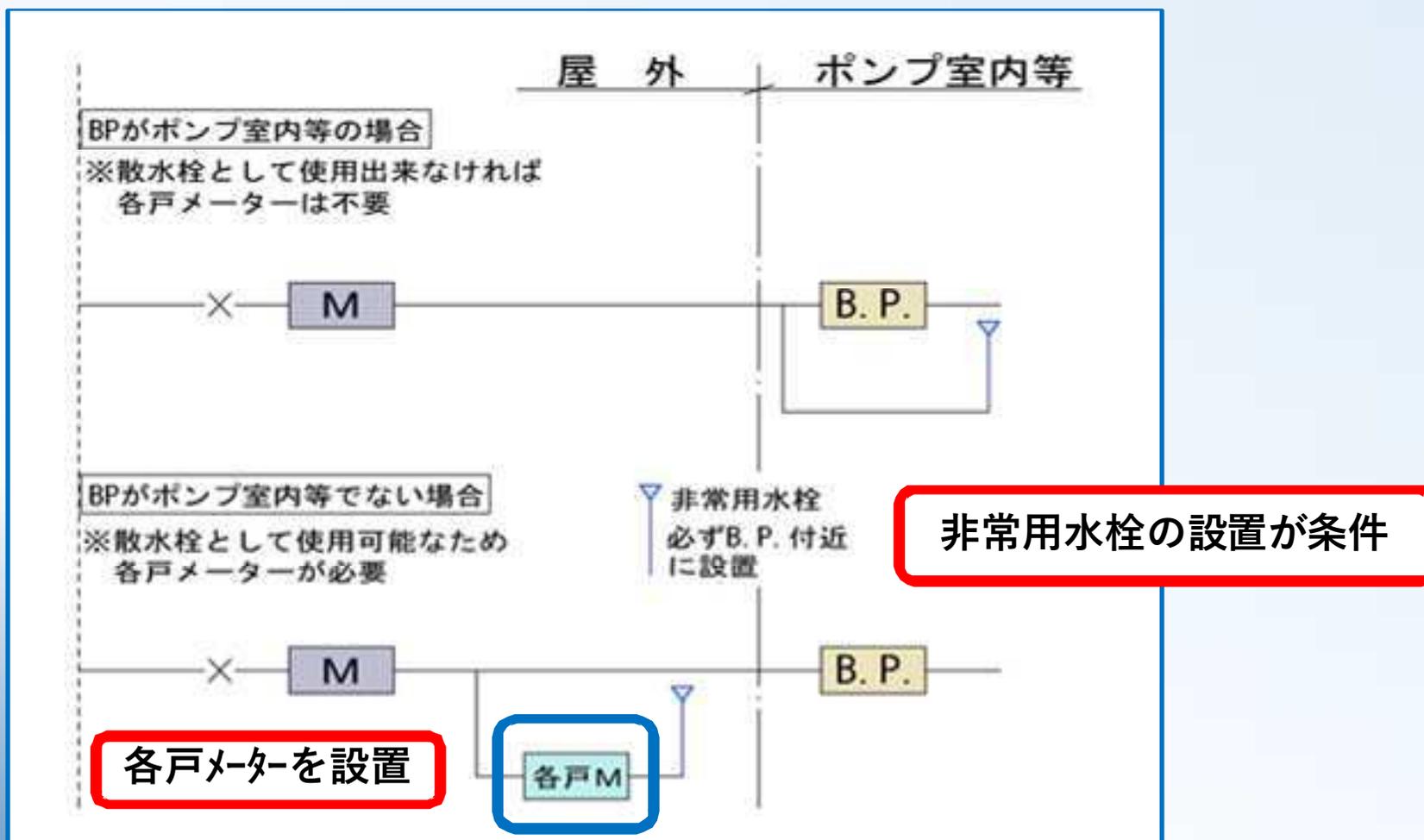
各戸検針事前協議書の承認後に、給水装置新設等申込書を提出してください。(各戸検針へ切替の場合も必要)承認申請書(既設の分譲集合住宅の場合は、所有者全戸の同意書)を提出してください。

#### 中間検査

(現地または写真)

メーターユニットの固定前に、現地で中間検査を行います。(事前に検査日程の予約が必要)なお、写真提出による中間検査も可能です。メーターユニットの仮設置状況を撮影した写真(設置基準 2(11)の寸法及び空間が確認出来るもの)を提出してください。

(1) 給水装置工事における事務手続き等について  
各戸検針（直結増圧給水方式）における非常用水栓



(1) 給水装置工事における事務手続き等について  
給水装置施行計画及び設計図の指摘事項

給水装置施行計画及び設計図				水道番号	
給水装置所有者					
給水装置設置場所	安城市	町			
街区・建物名称					
メーター口径	mm	専用・共用・支分・連合・支管・承認			
施工業者名 指定番号 ( ) TEL ( ) -	主任技術者名		印		
	現場への連絡先 (携帯)				
施工計画 (現地調査・公道分工事に係わる他機関申請)					
道路の状況	市道・県道・国道・私道	車道 (車線)	歩道	舗装道	砂利道
<p><b>青色ペン</b>の指摘事項等は承認条件でもあるため 現場施工、給水台帳作成時には必ず反映させてください。</p>					
交通規制	歩行・片側交互通行・単道通行止・歩道通行止・その他 ( )				
規制期間	( ) 平成 ( ) 年 ( ) 月 ( ) 日 ( ) 平成 ( ) 年 ( ) 月 ( ) 日 ( )				

「印」不要

(1) 給水装置工事における事務手続き等について  
適正なメーター口径の選定

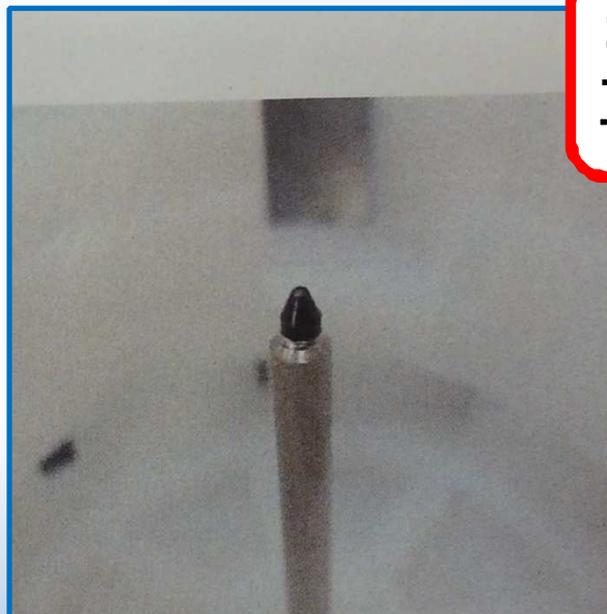


写真3 ピボット先端(新品)

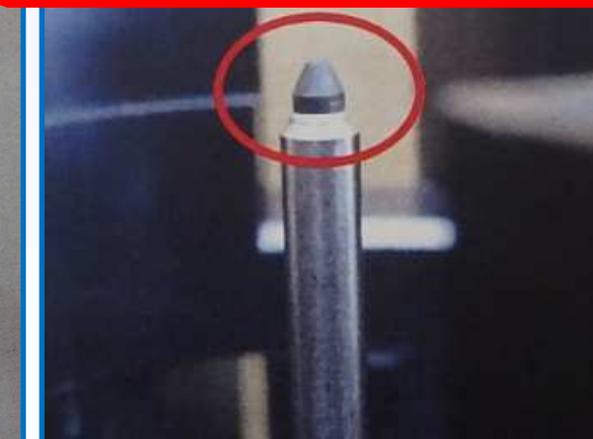


写真2 ピボット先端(調査品)

コマが回りすぎて削れ  
正確な検針が不可能

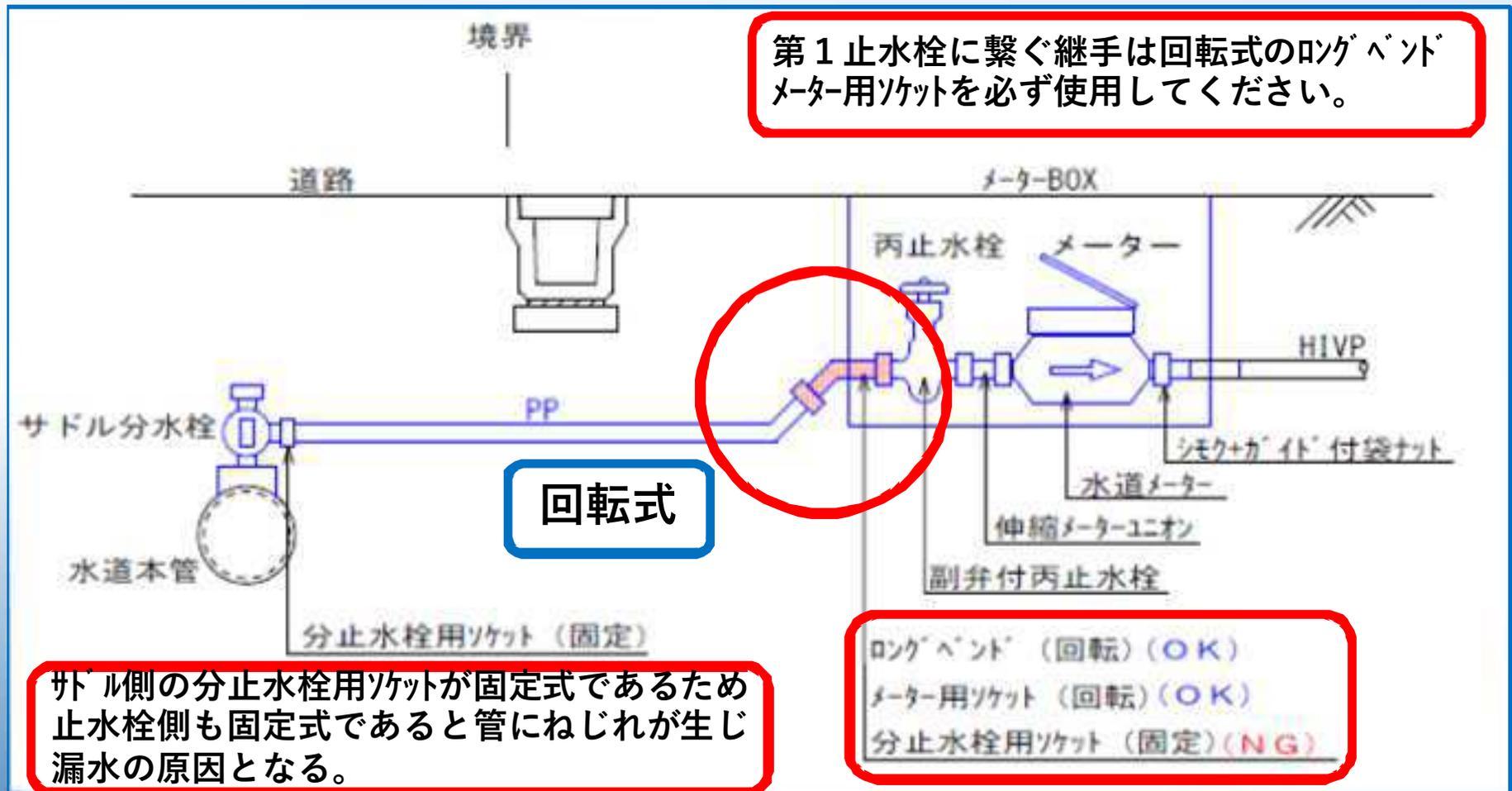
メーター口径に見合わない水栓数や、受水槽容量が  
大きすぎて過大流量となり、メーター器が故障。

水道メーターの口径は、  
月間の計画使用量を計算し  
選定してください。

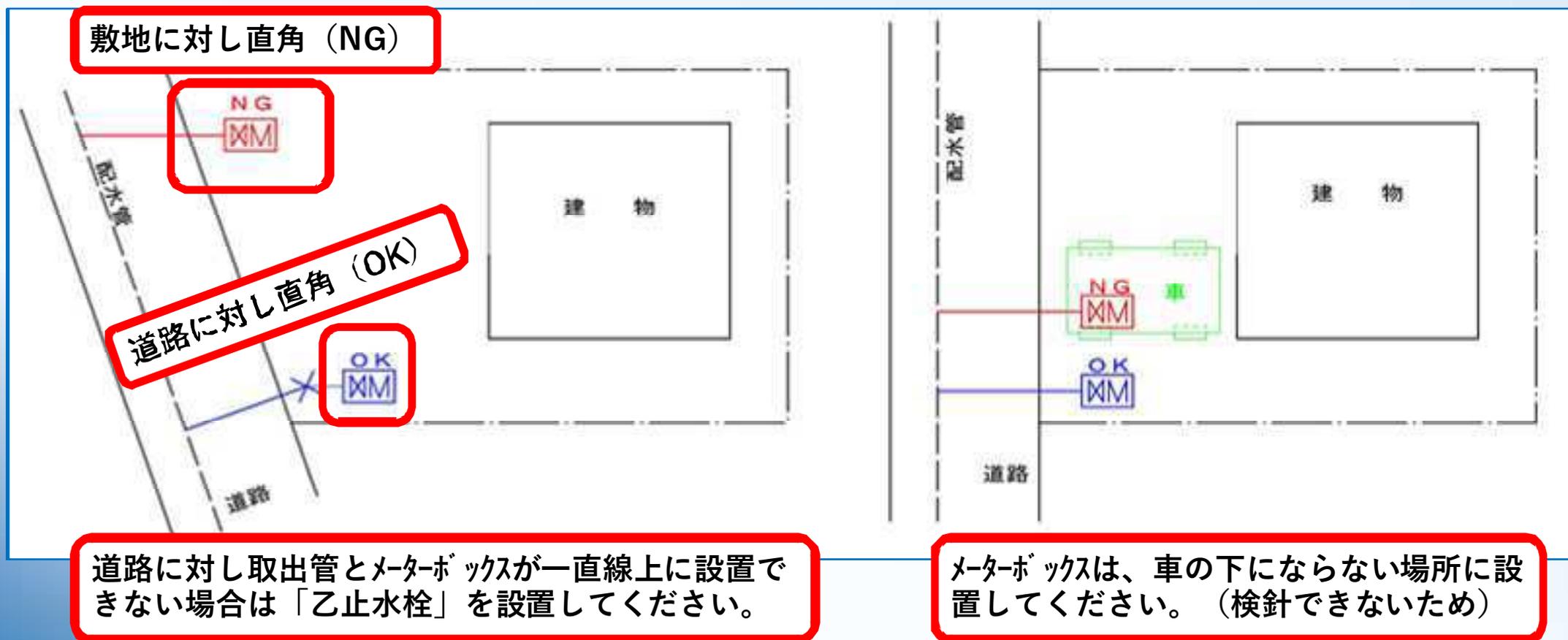
メーター口径	月間使用量(参考値)
13mm	100m <sup>3</sup> /月
20mm	170m <sup>3</sup> /月
25mm	260m <sup>3</sup> /月
40mm	700m <sup>3</sup> /月
50mm	2,600m <sup>3</sup> /月
75mm	4,100m <sup>3</sup> /月
100mm	6,600m <sup>3</sup> /月

適正なメーター口径の選定  
をお願いします。

## (2) 工事施工に関する注意事項について 給水取出工事の注意事項等



## (2) 工事施工に関する注意事項について 給水取出工事の注意事項等



(2) 工事施工に関する注意事項について  
給水取出工事の注意事項等

The image displays three construction notice signs. The first sign on the left is titled '工事予告' (Construction Advance Notice) and contains the following text: '大変ご迷惑をおかけしますが 工事中ご協力をお願いします。' (We are very sorry for the inconvenience, but we ask for your cooperation during the construction period.) and '工事をを行います。' (We will carry out the construction.). It also lists the dates: '期間 自 令和2年〇〇月〇〇日 至 令和2年〇〇月〇〇日'. The second sign in the middle is titled 'お願い' (Request) and says '御迷惑をおかけしてまいります 工事中 御協力をお願いいたします' (We will cause you inconvenience during the construction period, so we ask for your cooperation). It features an illustration of a construction worker in a yellow hard hat. The third sign on the right is titled '水道工事を 行っています' (We are carrying out water pipe work) and includes the following information: 'ご迷惑をおかけします' (We are sorry for the inconvenience), '工事名 指定給水装置工事' (Project Name: Designated Water Supply Equipment Work), '期間 令和2年〇〇月〇〇日まで' (Period: Until 〇〇/〇〇/2020), '時間 9:00~17:00まで' (Time: 9:00~17:00), '水道引込工事' (Water Pipe Installation Work), '発注者 桜町 太郎 様' (Orderer: Sakurachō Taro), and '施工者 〇〇〇〇設備工業' (Contractor: 〇〇〇〇 Equipment Industry). A phone number 'Tel. 0566-77-0000' is also visible at the bottom.

**実際に工事を行う日にちを記入**

**実際に工事を行う日にちを記入**

**実際に工事を行う日にちを記入**

**発注者 桜町 太郎 様**

**施主のお名前を記入**

**工事写真帳に看板の拡大写真を添付**

## (2) 工事施工に関する注意事項について 給水取出工事の再施工事例

直角に取出しができない場合、事業者の判断で施工せず、必ず給水係に連絡をするようにしてください。



改めてカッターを入れず、仮復旧で終えていた下水道取付管の堀山を掘削し給水管を曲線的に設置したため、一直線になるよう再施工した。

### (3) その他連絡事項

## 一時給水契約申込書及び給水契約申込書について

給水契約申込書		位置図
安城市水道事業 安城市長		
大線の中を記入してください。		
申請者	住所氏名 電話番号 ( )	
下記のとおり、給水の申込みをします。		
使用場所	安城市	
使用場所方書		
給水申込受付番号	令和 年度第 号	
水道番号	第 号	
使用者名義変更 ふりがな	有 ・ 無	
使用者氏名	電話番号 ( )	
使用者住所	市	
使用開始日	令和 年 月 日	
施工者	安城市給水装置指定工事事業者	
種 別	<input type="checkbox"/> 一時給水契約 (完了検査前給水) <input type="checkbox"/> 給水開始	
種 別 詳 細	<input type="checkbox"/> 新股 <input type="checkbox"/> 口径変更 ( mm)	
上記の申込みを承認してよろしいか。		
令和 年 月 日		
根拠規定	安城市水道事業給水条例第15条及び17条	

**連合給水の場合  
※給水装置完了検査日＝水道使用開始日※  
となります。**

**給水台帳以外は、HPよりダウンロード  
してご利用ください。**

**一時給水契約申込書と給水契約申込書を  
合わせ、1枚に変更します。**

### (3) その他連絡事項

#### 完了検査予約時の施主との日程調整



完了検査は、宅内の給水装置の現地確認が必要です。

施主の立会いが必須。

必ず宅内検査ができるよう、施主との日程調整を行った上で検査予約をしてください。

### (3) その他連絡事項 指定工事事業者の更新手続き

#### 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

安城市水道事業より大切なお知らせ

2019年10月1日より  
指定給水装置工事事業者は  
5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、  
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されました。

●指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。  
※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、  
初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	2019年9月30日～2020年9月29日(1年)
H11.4.1～H15.3.31	<del>2019年9月30日～2021年9月29日(2年)</del>
H15.4.1～H19.3.31	2019年9月30日～2022年9月29日(3年)
H19.4.1～H25.3.31	<del>2019年9月30日～2023年9月29日(4年)</del>
H25.4.1～R1.9.30	2019年9月30日～2024年9月29日(5年)

今年度更新の対象となる  
指定給水装置工事事業者  
には、直接ご案内します。

#### 指定給水装置工事事業者更新

更新対象事業者	指定番号 65番から130番
案内分送付	令和3年5月頃
更新手続き期間	令和3年6月から8月
手数料	10,000円

### (3) その他連絡事項

## 下水道供用開始区域内における下水道使用開始届の提出

下水道使用 **開始** ・ 休止 ・ 廃止 届  
再 開 ・ 変 更

安 城 市 長

- 注意
- 1 太枠の中のみ記入してください。
  - 2 該当する項目には、○印を付けてください。
  - 3 届出者が個人の場合で、氏名を自署（本人が手書き）するときは、押印を省略することができます。
  - 4 届出者が法人の場合は、事務所所在地、名称及び代表者名を記入してください。
  - 5 開始の場合は、下水道に接続後3日以内に提出してください。

※ボールペンで記入してください

届 出 日	年 月 日
開始等の 年 月 日	年 月 日

届 出 者

**下水道へ接続済の建物等が新たに水道メーターを追加したり、メーターを切替えて水道番号が変更となった場合は、下水道使用開始届を下水道課へ提出してください。**

指定工事店名

確認番号

ご清聴 ありがとうございます。  
手指の消毒を必ず行ってください。  
交通安全に気をつけてお帰りください。



本連絡会は、更新に必要な講習会には該当しません。  
3年に1度開催される西三河合同の講習会にご出席ください。